



浸水理由が「外水」なら この基準で判定なのに…

越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合には、

- 1 住家流出又は床上1.8m以上の浸水の場合は、当該住宅の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- 2 床上1m以上1.8m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- 3 床上1m未満の場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」
- 4 床下浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以下とし、「半壊に至らない」

〔平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査（第一次調査）の効率化・迅速化にかかる留意事項について〕（内閣府参事官事務連絡から抜粋）

御津宇垣での浸水被害は、旭川を越水した外水によるものです。しかし、岡山市は7月24日までに「内水」によるものと判断。住家の被害認定は、内水の場合は判定が厳しいため、床上130センチでも「半壊に至らず」とされ、公的支援が受けられない家が續出しています。市は8月5日には浸水理由を「外水」に変更しました。判定もし直すべきなのに、河田正一議員の議会質問に対して市は、不公平感はないとしつつ、判定を変える要求に応じませんでした。

「外水」なのに 認定不公平



7/6 午前6時頃の御津宇垣の様子（大智俊幸さん提供）

**被害の実相を
多くの人に伝えたい**

御津地域の被害を知ってもらおうと、ラジオ放送や新聞社の取材に同行しました。甚大な被害に対し、公的支援がされていない実態を改めて、認識しました。

**安心して住めるよう
対策急げ**

御津国ヶ原のリバーサイド団地は、堤防決壊と越水により「大規模半壊」と認定されました。平成10年にも大きな被害に見舞われており、転居する人が何件も生まれています。安心して住める場所になるよう早急に河川改修と堤防の嵩上げを行う必要があります。

各地域にポンプ設置を

御津金川、牧山、玉柏、牟佐、三野、津高、高松など多くの地域で浸水被害が出ました。内水排除のために、排水ポンプが必要ですが、計画されているのは津高だけです。他の地域も早急なポンプの設置計画が望まれます。